

平成15年6月9日

# 株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号  
株式会社 ガ ー ラ  
代表取締役社長 菊川 暁

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成15年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿1丁目27番10号  
渋谷区役所 新橋区民会館4F 大会場  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第10期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件  
決議事項  
第1号議案 第10期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）損失処理案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（22頁から24頁まで）に記載のとおりであります。  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（26頁から28頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

(自 平成14年4月1日)  
(至 平成15年3月31日)

### 1. 営業の概況

#### (1) 営業の経過及び成果

当期のわが国経済は、過剰雇用や過剰債務の調整圧力が根強い中で、米国経済の先行き懸念もあり、厳しい状況が続いております。

そのような中で、インターネット接続サービスはブロードバンドの普及がますます進み、高速・常時接続が増えていることで、情報集積の場として多くのユーザーが情報交換を行う電子コミュニティへの注目が高まっています。同時にインターネット上の情報収集の重要性に対する認識が高まり、当社の提供するサービスに対する需要も顕在化してまいりました。

当社では、クライアント企業に対しまして、ユーザー参加型のマーケティングインフラとしてのコミュニティ、掲示板フィルタリングシステム「サイバーコップス」、掲示板リンクシステム「ワーズナビ」、メール配信システム等の各種ASPサービス（インターネット経由によるアプリケーションソフトウェアの期間貸し）の提供や、ネット上の生の声を活用した「e-マイニング」や「バイラルシェアリサーチ」、ユーザーが目的に到達しやすいサイトを分析・構築する「情報設計サービス」等の各種サービスによる『コミュニティ・トータル・ソリューション』を提供しております。

当期は、『コミュニティ・トータル・ソリューション』への集中と強化を目的に、マーケティングインフラ型コミュニティや「サイバーコップス」及び「ワーズナビ」等のシステムのASPサービスへの移行、「e-マイニング」の競合他社との差別化による競争力の強化、クライアント企業のコミュニティやウェブサイトへの集客プロモーションを新たに開始するなど活動してまいりました。一方、平成14年7月1日付にてオプトインメールサービス「インフォアットメール」をジーエムオーメディアアンドソリューションズ株式会社に営業譲渡いたしました。

また、平成14年5月17日付で「ワーズナビ」に関する特許（特許 第3307625）、米国において平成14年8月20日付で「サイバーコップス」に関する特許（特許 第6438632）を取得いたしました。

このような状況のもと、当社では『コミュニティ・トータル・ソリューション』の提供に注力し、活動してまいりました結果、データマイニング事業及びインターネット広告代理事業等は順調に伸長いたしました。が、コミュニティ供給事業及びコンテンツセキュリティ事業がASPサービス提供へのシフトにより売上単価の低下等による減収、さらにメール広告事業の「インフォアットメール」の営業譲渡による減収が響き、コミュニティ関連の売上高は581,698千円、前期比20.3%減となりました。その他システム開発及びホームページ制作等の売上高は13,679千円、前期比340.6%増となりました。

なお、「インフォアットメール」を営業譲渡した結果、営業譲渡益132,343千円の特別利益計上となり、当期利益を計上するに至りました。

以上の結果、売上高595,378千円（前期売上高732,572千円前期比18.7%減）、営業損失111,754千円（前期営業損失172,615千円）、経常損失111,932千円（前期経常損失171,599千円）、当期利益19,166千円（前期当期損失292,886千円）となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

事業部門別の売上高を示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分                                  |                | 第9期<br>(自平成13年4月1日<br>至平成14年3月31日) |          | 第10期<br>(自平成14年4月1日<br>至平成15年3月31日) |          |
|--------------------------------------|----------------|------------------------------------|----------|-------------------------------------|----------|
|                                      |                | 金 額                                | 構成比<br>% | 金 額                                 | 構成比<br>% |
| コ<br>ミ<br>ュ<br>ニ<br>テ<br>イ<br>関<br>連 | コミュニティ供給事業     | 269,367                            | 36.8     | 197,776                             | 33.2     |
|                                      | コンテンツセキュリティ事業  | 81,327                             | 11.1     | 52,779                              | 8.9      |
|                                      | メール広告事業        | 211,462                            | 28.9     | 19,317                              | 3.2      |
|                                      | データマイニング事業     | 144,927                            | 19.8     | 175,053                             | 29.4     |
|                                      | インターネット広告代理事業等 | 22,382                             | 3.0      | 136,771                             | 23.0     |
| コミュニティ関連小計                           |                | 729,467                            | 99.6     | 581,698                             | 97.7     |
| その他システム開発、<br>ホームページ制作等              |                | 3,105                              | 0.4      | 13,679                              | 2.3      |
| 合 計                                  |                | 732,572                            | 100.0    | 595,378                             | 100.0    |

- (注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 当期より「その他広告等の事業」を「インターネット広告代理事業等」に名称を変更しております。この変更により金額に与える影響はありません。  
 3. 平成14年7月1日付でオプトインメールサービス「インフォアットメール」を営業譲渡したため、メール広告事業を中止いたしました。

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、総額で61,407千円であり、主な内訳はソフトウェア46,504千円、サーバー及びネットワーク設備等14,903千円であります。なお、営業譲渡により、「インフォアットメール」のサービスに供していたサーバー3,003千円、ソフトウェア30,372千円が減少となり、その他ソフトウェアの除却6,896千円もあり、総額40,272千円の設備の減少となりました。

## (3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

#### (4) 営業成績及び財産の状況の推移

|                           | 第 6 期      | 第 7 期      | 第 8 期      | 第 9 期      | 第 10 期    |
|---------------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 売上高(千円)                   | 285,544    | 211,484    | 783,936    | 732,572    | 595,378   |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)     | 4,993      | 6,527      | 25,468     | △171,599   | △111,932  |
| 当期利益又は<br>当期損失(△)(千円)     | 1,642      | 697        | 11,339     | △292,886   | 19,166    |
| 1株当たり当期利益<br>又は当期損失(△)(円) | 4,043.76   | 391.35     | 1,144.72   | △28,460.49 | 1,861.88  |
| 総資産(千円)                   | 251,535    | 580,945    | 1,248,537  | 877,386    | 894,105   |
| 純資産(千円)                   | 131,397    | 481,094    | 1,050,434  | 757,547    | 777,263   |
| 1株当たり純資産(円)               | 298,629.78 | 155,342.14 | 102,073.09 | 73,612.60  | 75,287.05 |

- (注) 1. 第7期は決算期変更に伴い、平成11年9月1日から平成12年3月31日までの7ヶ月決算となっております。
2. 1株当たり当期利益又は当期損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
平成12年2月9日付で1株を4株に分割いたしました。第7期の1株当たり当期利益は期中における株式分割を期首に遡って平均株式数を計算し、算出しております。また、平成12年6月11日付で1株を3株に分割いたしました。第8期の1株当たり当期利益は期中における株式分割を期首に遡って平均株式数を計算し、算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出したものであります。
4. 第8期における総資産及び純資産の増加は、平成12年8月22日付で大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に上場した際における新株式の発行（発行株式数1,000株、払込金額の合計558,000千円）によるものであります。
5. 第9期における経常損失は、主に売上原価、人件費及び賃貸料等のコストが前期に比べ増加したことによるものであります。また、当期損失は特別損失として固定資産除却損及び投資有価証券評価損等の計上によるものであります。  
総資産及び純資産の減少は、主に当期損失の計上、現金及び預金の減少によるものであります。
6. 第10期における経常損失は、主に売上高の減少によるものであります。また、当期利益は特別利益として営業譲渡益132,343千円の計上によるものであります。

#### (5) 会社が対処すべき課題

当社では、『コミュニティ・トータル・ソリューション』への事業の絞込み、相乗効果のさらなる追求及び費用削減に向けた取り組みを進めてまいりました。この結果、事業構造は大幅に変化いたしました。売上高の減少等の影響により、残念ながら前期に引き続き、当期におきましても営業利益を計上するには至りませんでした。

収益基盤を確立するための課題として、以下の2つを認識しており、当期においても積極的に対処してまいりました。なお、次期以降につきましても積極的に対処していく所存であります。

① 営業力の強化

企業のマーケティング活動の一環として、コミュニティ開設需要は増加傾向にありますが、当社では企業毎のニーズに適合した企画提案を実施し、速やかに受注することが必要と考えております。そのため、営業力の強化を量及び質の両面から図っております。なお、一環として平成14年10月1日付で組織改正を実施し、従来 of 事業別から機能別に組織を改革し営業局を設置する等、機能の集中による効率化を図っております。

② 継続的収益構造への移行

当社の収益構造は、コミュニティ関連のサイト制作やプロモーション等の広告代理等による流動的収益が大半を占めております。このため、受注動向により収益が大きく変動する傾向があり、将来の業績見通しが困難なものとなっております。

これらの課題を解消すべく当期において、収益構造の分析を実施し、より安定的収益計上を目的とした継続的収益であるASPサービスへの移行を実施しております。

なお、当期において、当社の売上高に占める継続的収益となる売上高はおよそ35%（前期はおよそ25%）となっております。今後は当該比率を50%以上に高めるべく、取り組んでいく方針であります。

## 2. 会社の概況（平成15年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は、インターネットを利用した情報交換機能を持つコミュニティサイトの構築・運営及びその関連サービスを主な事業としており、サービス内容は次のとおりであります。

#### ① コミュニティ供給事業

コミュニティサイトに関連して独自に有する技術とノウハウを活用し、企業のコミュニティ構築・運営を受託支援する他、企業がコミュニティをビジネスに活用するための各種システムを提供しています。

ユーザー参加型マーケティングインフラとしてのコミュニティの提供をはじめ、ユーザーが投稿したメッセージのキーワードにリンクを貼り、ユーザーを当該キーワードの関連サイトに誘導する「ワーズナビ」、ユーザーが登録した興味ジャンルに該当する情報を電子メールで提供するオプトインメール配信システム等を提供しています。

#### ② コンテンツセキュリティ事業

コミュニティサイトを安全に運営するために必要な各種業務ソフトを提供するサービスです。

インターネット上の掲示板を対象に、誹謗中傷等の不適切な投稿を未然に防ぐ、掲示板フィルタリングサービス「サイバーコップス」を提供しています。

#### ③ データマイニング事業

インターネット全体を対象とした広範囲なデータとコミュニティの会員を対象とした深く詳細なデータの収集と分析を組み合わせることにより、企業に対して有益なマーケティング情報やリスク情報を提供しています。ネット上の生の声をもとにブランドイメージ、競合企業との比較、企業メッセージの訴求効果等を分析する「バイラルシェアリサーチ」、情報モニタリングサービス「e-マイニング」、さらに、ユーザーがどのような情報の取得を目的として企業サイトに来訪するかを分析・検証し、ユーザーが目的に到達しやすいサイトを構築する「情報設計サービス」を提供しております。

#### ④ インターネット広告代理事業等

広告主の課題を抽出し、広告予算の効率的活用を目的としたプロモーションや広告企画の提案、実施を行っています。また、「ワーズナビ」を広告媒体としたサービスを提供しております。

## (2) 主要な事業所

本 社：東京都渋谷区

## (3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 37,164株
- ② 発行済株式の総数 10,324株
- ③ 株 主 数 1,022名(前期末比175名増)
- ④ 大 株 主

| 株 主 名      | 当社への出資状況 |        | 当社の大株主への出資状況 |       |
|------------|----------|--------|--------------|-------|
|            | 持株数      | 議決権比率  | 持株数          | 議決権比率 |
| 菊 川 曉      | 6,621株   | 64.13% | —株           | —%    |
| 川 手 広 樹    | 381      | 3.69   | —            | —     |
| 菊 川 匡      | 240      | 2.32   | —            | —     |
| 村 本 理 恵 子  | 80       | 0.77   | —            | —     |
| 新 妻 修      | 69       | 0.66   | —            | —     |
| 竹 園 秀 明    | 67       | 0.64   | —            | —     |
| 山 本 繁 喜    | 55       | 0.53   | —            | —     |
| 大阪証券金融株式会社 | 53       | 0.51   | —            | —     |
| 金 子 博 昭    | 49       | 0.47   | —            | —     |
| 吉 田 勉      | 42       | 0.40   | —            | —     |

## (4) 従業員の状況

| 区 分     | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 男 性     | 20名  | 2名減    | 31.66歳 | 1.61年  |
| 女 性     | 8    | 1名増    | 31.47  | 1.89   |
| 合計または平均 | 28   | 1名減    | 31.60  | 1.69   |

(注) 従業員数には、契約社員8名及びアルバイト9名は含まれておりません。



## (5) 主要な借入先

| 借入先       | 借入残高    | 借入先が有する当社の株式(議決権比率) |
|-----------|---------|---------------------|
| 株式会社東日本銀行 | 8,717千円 | 株<br>—<br>%<br>(—)  |

## (6) 重要な企業結合の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                                                      |
|----------------|----------|----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社<br>ガーラウェブ | 60,000千円 | 100%     | <ul style="list-style-type: none"><li>• ウェブ構築事業</li><li>• システム開発事業</li></ul> |

### ② 重要な関連会社の状況

重要な関連会社はなく記載を省略しております。

### ③ 企業結合の経過

該当事項はありません。

### ④ 企業結合の成果

連結対象子会社は1社であります。

当期の連結売上高は691,914千円、連結当期純利益は3,137千円となりました。

## (7) 取締役及び監査役

| 地 位       | 氏 名       | 会社における担当または主な職業   |
|-----------|-----------|-------------------|
| 取 締 役 会 長 | 村 本 理 恵 子 |                   |
| 代表取締役社長   | 菊 川 暁     |                   |
| 取 締 役     | 川 手 広 樹   | 株式会社ガーラウェブ代表取締役   |
| 取 締 役     | 田 中 最 代 治 | 株式会社田中経営研究所代表取締役  |
| 常 勤 監 査 役 | 岡 田 行 進   |                   |
| 監 査 役     | 江 原 淳     | 専修大学ネットワーク情報学部教授  |
| 監 査 役     | 相 馬 健 夫   | 株式会社ネットラーニング常勤監査役 |

- (注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動
- ア. 取締役田中最代治及び常勤監査役岡田行進は、平成14年6月25日開催の第9回定時株主総会において、新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
  - イ. 常勤監査役田中最代治は、平成14年6月25日に辞任いたしました。
2. 取締役田中最代治は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役岡田行進、監査役江原淳、監査役相馬健夫は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## (8) 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容

- ① 平成14年8月23日発行の新株予約権
- 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 406株（新株予約権1個当たり1株）
  - 2. 新株予約権の総数  
406個
  - 3. 新株予約権の発行価額  
無償
  - 4. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
1個当たり324,450円（1株当たり324,450円）
  - 5. 新株予約権の行使期間  
平成16年7月1日から平成19年6月30日まで
  - 6. 新株予約権の行使の条件
    - ア. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
    - イ. この他、権利行使の条件は平成14年6月25日の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。
  - 7. 新株予約権の消却事由及び条件  
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。

8. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
9. 新株予約権の有利な条件の内容  
当社新株予約権を以下の当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して無償で発行した。
10. 新株予約権の割当を受けた者の氏名及び割当を受けた新株予約権の数等

ア. 当社取締役

| 氏名     | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
|--------|---------|---------------------|
| 菊川 暁   | 90個     | 普通株式 90株            |
| 村本 理恵子 | 90個     | 普通株式 90株            |
| 川手 広樹  | 34個     | 普通株式 34株            |
| 田中 最代治 | 7個      | 普通株式 7株             |

イ. 当社監査役

| 氏名    | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
|-------|---------|---------------------|
| 岡田 行進 | 6個      | 普通株式 6株             |
| 江原 淳  | 3個      | 普通株式 3株             |
| 相馬 健夫 | 3個      | 普通株式 3株             |

ウ. 当社及び当社子会社株式会社ガーラウェブの従業員  
(上位10名)

| 会社名     | 氏名     | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
|---------|--------|---------|---------------------|
| 株式会社ガーラ | 工藤 龍矢  | 17個     | 普通株式 17株            |
| 株式会社ガーラ | 倉持 倫之  | 17個     | 普通株式 17株            |
| 株式会社ガーラ | 山田 恵子  | 17個     | 普通株式 17株            |
| 株式会社ガーラ | 吉本 信治郎 | 9個      | 普通株式 9株             |
| 株式会社ガーラ | 斎藤 哲   | 7個      | 普通株式 7株             |
| 株式会社ガーラ | 杉山 晶子  | 7個      | 普通株式 7株             |
| 株式会社ガーラ | 藤田 公司  | 7個      | 普通株式 7株             |
| 株式会社ガーラ | 空閑 俊理  | 5個      | 普通株式 5株             |
| 株式会社ガーラ | 小畔 厚子  | 5個      | 普通株式 5株             |
| 株式会社ガーラ | 細川 拓   | 5個      | 普通株式 5株             |

② 平成15年3月28日発行の新株予約権

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 430株（新株予約権1個当たり1株）
2. 新株予約権の総数  
430個
3. 新株予約権の発行価額  
無償
4. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
1個当たり140,369円（1株当たり140,369円）
5. 新株予約権の行使期間  
平成16年7月1日から平成19年6月30日まで
6. 新株予約権の行使の条件
  - ア. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - イ. この他、権利行使の条件は平成14年6月25日の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。
7. 新株予約権の消却事由及び条件  
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。
8. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
9. 新株予約権の有利な条件の内容  
当社新株予約権を以下の当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して無償で発行した。
10. 新株予約権の割当を受けた者の氏名及び割当を受けた新株予約権の数等

ア. 当社取締役

| 氏名     | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
|--------|---------|---------------------|
| 菊川 暁   | 90個     | 普通株式 90株            |
| 村本 理恵子 | 90個     | 普通株式 90株            |
| 川手 広樹  | 18個     | 普通株式 18株            |
| 田中 最代治 | 7個      | 普通株式 7株             |

イ. 当社監査役

| 氏名    | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
|-------|---------|---------------------|
| 岡田 行進 | 7個      | 普通株式 7株             |
| 江原 淳  | 3個      | 普通株式 3株             |
| 相馬 健夫 | 3個      | 普通株式 3株             |

ウ. 当社及び当社子会社株式会社ガーラウェブの従業員  
(上位10名)

| 会社名     | 氏名     | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
|---------|--------|---------|---------------------|
| 株式会社ガーラ | 工藤 龍矢  | 25個     | 普通株式 25株            |
| 株式会社ガーラ | 菊田 裕幸  | 25個     | 普通株式 25株            |
| 株式会社ガーラ | 倉持 倫之  | 15個     | 普通株式 15株            |
| 株式会社ガーラ | 藤田 公司  | 12個     | 普通株式 12株            |
| 株式会社ガーラ | 松崎 武志  | 12個     | 普通株式 12株            |
| 株式会社ガーラ | 吉本 信治郎 | 12個     | 普通株式 12株            |
| 株式会社ガーラ | 伊藤 肇   | 8個      | 普通株式 8株             |
| 株式会社ガーラ | 川前 毅   | 8個      | 普通株式 8株             |
| 株式会社ガーラ | 斎藤 哲   | 8個      | 普通株式 8株             |
| 株式会社ガーラ | 杉山 晶子  | 8個      | 普通株式 8株             |

(9) 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実  
該当事項はありません。

(本営業報告書中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

## 貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額            | 科 目            | 金 額             |
|---------------|----------------|----------------|-----------------|
| <b>資産の部</b>   |                | <b>負債の部</b>    |                 |
| <b>流動資産</b>   | <b>487,829</b> | <b>流動負債</b>    | <b>114,842</b>  |
| 現金及び預金        | 399,510        | 買掛金            | 38,275          |
| 売掛金           | 79,938         | 1年以内返済予定長期借入金  | 6,717           |
| 前払費用          | 7,469          | 未払金            | 17,649          |
| 未収還付税金        | 42             | 未払費用           | 8,444           |
| その他流動資産       | 929            | 未払法人税等         | 950             |
| 貸倒引当金         | △61            | 未払消費税等         | 16,591          |
| <b>固定資産</b>   | <b>406,276</b> | 前受金            | 3,095           |
| <b>有形固定資産</b> | <b>57,883</b>  | 預り金            | 1,655           |
| 建物            | 6,221          | 賞与引当金          | 21,463          |
| 車輛運搬具         | 180            | <b>固定負債</b>    | <b>2,000</b>    |
| 工具器具備品        | 51,481         | 長期借入金          | 2,000           |
| <b>無形固定資産</b> | <b>197,786</b> | <b>負債合計</b>    | <b>116,842</b>  |
| 特許権           | 2,185          | <b>資本の部</b>    |                 |
| 商標権           | 3,919          | <b>資本金</b>     | <b>607,050</b>  |
| ソフトウェア        | 190,895        | <b>資本剰余金</b>   | <b>430,500</b>  |
| 電話加入権         | 786            | 資本準備金          | 430,500         |
| <b>投資等</b>    | <b>150,607</b> | <b>利益剰余金</b>   | <b>△260,286</b> |
| 投資有価証券        | 25,082         | 当期末処理損失        | 260,286         |
| 子会社株式         | 60,000         | (うち当期利益)       | ( 19,166)       |
| 長期前払費用        | 17,554         | <b>資本合計</b>    | <b>777,263</b>  |
| 保証金           | 47,969         | <b>負債・資本合計</b> | <b>894,105</b>  |
| <b>資産合計</b>   | <b>894,105</b> |                |                 |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

# 損 益 計 算 書

(自 平成14年4月1日)  
(至 平成15年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                             |                | 金       | 額              |
|---------------------------------|----------------|---------|----------------|
| 経<br>常<br>損<br>益<br>の<br>部      | 営業収益           |         |                |
|                                 | 売上高            |         | 595,378        |
|                                 | 営業費用           |         |                |
|                                 | 売上原価           | 182,610 |                |
|                                 | 販売費及び一般管理費     | 524,521 | 707,132        |
|                                 | <b>営業損失</b>    |         | <b>111,754</b> |
| 営<br>業<br>外<br>損<br>益<br>の<br>部 | 営業外収益          |         |                |
|                                 | 受取利息           | 211     |                |
|                                 | その他営業外収益       | 72      | 283            |
|                                 | 営業外費用          |         |                |
|                                 | 支払利息           | 461     | 461            |
|                                 | <b>経常損失</b>    |         | <b>111,932</b> |
| 特<br>別<br>損<br>益<br>の<br>部      | 特別利益           |         |                |
|                                 | 営業譲渡益          | 132,343 |                |
|                                 | 貸倒引当金戻入益       | 50      |                |
|                                 | その他特別利益        | 8,992   | 141,385        |
|                                 | 特別損失           |         |                |
|                                 | 固定資産除却損        | 7,235   |                |
|                                 | その他特別損失        | 2,122   | 9,358          |
|                                 | <b>税引前当期利益</b> |         | <b>20,094</b>  |
|                                 | 法人税、住民税及び事業税   |         | 927            |
|                                 | <b>当期利益</b>    |         | <b>19,166</b>  |
|                                 | 前期繰越損失         |         | 279,452        |
|                                 | <b>当期未処理損失</b> |         | <b>260,286</b> |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 注 記

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式……………移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産……………定率法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物…………… 8～15年  
工具器具備品…………… 4～15年  
無形固定資産……………定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。  
長期前払費用……………定額法
3. 引当金の計上基準  
貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
4. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。
5. 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。



## 貸借対照表注記

1. 子会社に対する短期金銭債権 63千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 63,668千円
3. リースにより使用する固定資産  
貸借対照表に計上した固定資産のほか、サーバー及びソフトウェアをリース契約により使用しております。
4. 資本の欠損 260,286千円
5. 1株当たり当期利益 1,861円88銭  
当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）」（平成14年9月25日 企業会計基準委員会）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第4号）」（平成14年9月25日 企業会計基準委員会）を適用しております。
6. 新株予約権の内容
  - ① 平成12年2月18日付与の新株引受権  
発行すべき株式の内容 普通株式  
新株引受権の残高 450千円  
行使価額 1株当たり 16,667円
  - ② 平成13年2月27日付与の新株引受権  
発行すべき株式の内容 普通株式  
新株引受権の残高 65,935千円  
行使価額 1株当たり 717,691円
  - ③ 平成14年8月23日付与の新株予約権  
発行すべき株式の内容 普通株式  
新株予約権の残高 124,264千円  
行使価額 1株当たり 324,450円
  - ④ 平成15年3月28日付与の新株予約権  
発行すべき株式の内容 普通株式  
新株予約権の残高 60,358千円  
行使価額 1株当たり 140,369円

## 損益計算書注記

1. 子会社との取引高  
子会社に対する売上高 240千円  
子会社からの仕入高 5,578千円
2. 支配株主との取引高  
営業取引高 2,820千円

## 税効果関係

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 繰延税金資産（流動）   |                   |
| 賞与引当金        | 8,190千円           |
| 繰延税金資産（流動）合計 | <u>8,190千円</u>    |
| 繰延税金資産（固定）   |                   |
| 減価償却費        | 44千円              |
| 投資有価証券評価損    | 6,241千円           |
| 繰越欠損金        | 96,126千円          |
| 繰延税金資産（固定）合計 | <u>102,411千円</u>  |
| 評価性引当額       | <u>△110,602千円</u> |
| 繰延税金資産合計     | <u>—</u>          |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 法定実効税率             | 42.0%       |
| （調整）               |             |
| 住民税均等割等            | 4.7         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 5.1         |
| 税率変更による繰延税金資産修正額   | 18.9        |
| 評価性引当額             | △66.0       |
| その他                | △0.1        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | <u>4.6%</u> |

### 3. 平成15年3月31日付の「地方税法等の一部を改正する法律」の公布に従い、固定区分についての法定実効税率を40.5%に変更しております。なお、この変更により繰延税金資産（固定）が3,791千円減少し、評価性引当額が3,791千円増加しております。

## 損 失 処 理 案

(単位：円)

| 摘 要              | 金 額         |
|------------------|-------------|
| 当 期 未 処 理 損 失    | 260,286,451 |
| これを次のとおり処理いたします。 |             |
| 次 期 繰 越 損 失      | 260,286,451 |

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成15年5月12日

株式会社 ガーラ  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員 公認会計士 渡 邊 啓 司 ㊞  
関与社員

関与社員 公認会計士 永 田 高 士 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社ガーラの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第10期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び損失処理案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 損失処理案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

平成15年5月13日

株式会社 ガーラ

代表取締役社長 菊 川 曉 殿

株式会社ガーラ監査役会

常勤監査役 岡 田 行 進 ㊤

監査役 江 原 淳 ㊤

監査役 相 馬 健 夫 ㊤

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第10期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

また取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 損失処理に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。なお取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

以 上

(注) 常勤監査役岡田行進、監査役江原淳、監査役相馬健夫は「株式会社  
の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条1項に定める  
社外監査役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 10,324個

### 2. 議案及び参考事項

**第1号議案** 第10期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）損失処理案承認の件

議案の内容は、添付書類（19頁）に記載のとおりであります。当期は、添付書類（2頁から19頁まで）に記載のとおり、利益を計上いたしました。が、前期繰越損失が残っており、当期末処理損失を全額次期繰越損失とさせていただきたくお願い申し上げます。

**第2号議案** 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 商法等の改正に伴い、現行定款の一部について所要の変更を行うものであります。

ア 「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が平成15年4月1日から施行され、株券失効制度が創設されたことに伴い現行定款第7条（名義書換代理人）及び現行定款第8条（株式取扱規則）について所要の変更を行うものであります。また、株主総会の特別決議の定足数が緩和されたことに伴い変更案第11条（決議の方法）第2項を新設するものであります。

イ 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）が平成14年5月1日から施行され、監査役の任期が伸長されたことに伴い現行定款第26条（監査役の任期）について所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 定 款 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む）及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、<u>株券喪失登録の手続</u>、端株の買取り、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> |
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p>                                                                                                                | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、<u>株券喪失登録の手続</u>、端株の買取り、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p>                                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                     | 変 更 定 款 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3章 株主総会<br/>(決議の方法)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p>                                                       | <p>第3章 株主総会<br/>(決議の方法)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数で行う。</u></p>                                                                                                                                           |
| <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後<u>3</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後<u>4</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(附則)</p> <p><u>平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第26条中「就任後4年内」とあるを「就任後3年内」と読み替えるものとする。なお本附則は平成15年3月期の定時株主総会終結前に在任する監査役(その補欠として選任された監査役を含む)が全員退任した時をもって削除する。</u></p> |



### 第3号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって監査役2名が任期満了により退任となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 岡田 行進<br>(昭和7年4月16日生) | 昭和30年4月 株式会社日本相互銀行<br>(現株式会社三井住友銀行) 入行<br>昭和58年4月 株式会社太陽神戸銀行<br>(旧株式会社日本相互銀行、現株式会社三井住友銀行) 外国業務部長<br>昭和59年10月 株式会社オリエントファイナンス(現株式会社オリエントコーポレーション) 入社<br>昭和60年5月 株式会社オリエントファイナンス常務取締役<br>昭和63年1月 株式会社オリエントファイナンス専務取締役<br>平成2年8月 株式会社オリエントファイナンス顧問<br>平成10年5月 セキュアードキャピタルジャパン株式会社顧問<br>平成14年6月 当社常勤監査役(現任)<br>(他の会社の代表状況)<br>特記すべき事項はありません | なし                 |
| 2     | 江原 淳<br>(昭和28年3月14日生) | 昭和53年4月 社団法人中央調査社入社<br>昭和58年7月 財団法人流通経済研究所入所<br>昭和62年4月 専修大学商学部専任講師<br>平成元年4月 専修大学商学部助教授<br>平成7年4月 専修大学商学部教授<br>(現ネットワーク情報学部教授)(現任)<br>平成12年6月 当社監査役(現任)<br>(他の会社の代表状況)<br>特記すべき事項はありません。                                                                                                                                               | なし                 |

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 岡田行進氏、江原淳氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を備えた候補者であります。

#### 第4号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進すること、並びに優秀な人材の確保を目的とし、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して以下の2.に記載の発行要領に基づく新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員（以下、「対象者」と総称する。）

###### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式549株を総株数の上限とする。

###### (3) 発行する新株予約権の総数

549個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

但し、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

###### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

###### (5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日

を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)もしくは発行日の終値のいずれか高い金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定められた新株引受権付社債にかかる新株引受権及び同法第280条ノ19に定められた新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使可能期間

平成17年7月1日から平成20年6月30日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② その他行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

- (8) 新株予約権の消却事由及び条件  
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。
  - (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
3. 新株予約権割当の要領  
新株予約権の割当に際して、当社取締役会決議に基づき、以下の要領の「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。
- (新株予約権割当契約の要領)
- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することができる。また、新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも失った後は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行行使することができない。
  - (3) 上記の他、新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

以 上

〈メ モ 欄〉

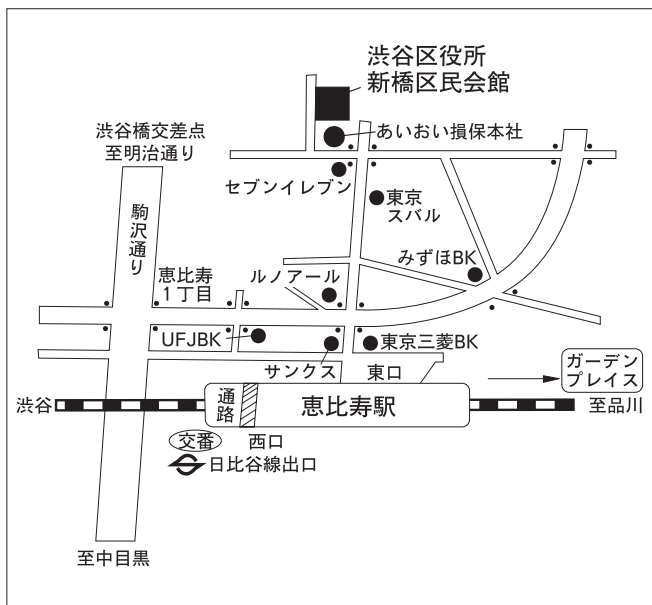
A series of horizontal dotted lines for writing.

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区恵比寿1丁目27番10号  
渋谷区役所 新橋区民会館 4F 大会場  
T E L (03) 3444-0461



交通のご案内 ●J R 山手線 恵比寿駅下車徒歩10分  
(電車) ●地下鉄 日比谷線 恵比寿駅下車徒歩15分

※駐車場はご用意いたしておりませんので、交通は公共機関をご利用下さい。